

環境啓発ナレーション制作業務 企画提案コンペティション実施要領

1 趣旨

本事業は、和歌山県が令和 6 年度に開設した「和歌山県環境ポータルサイト」について、主なターゲット層である 30～40 代女性に対し、親しみやすい「声」や表現を活用して環境情報を発信することにより、環境問題に触れるきっかけを創出するとともに、環境配慮行動への関心を高め、あわせて同ポータルサイトへの認知拡大及び利用促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

- (1) 委託業務名：環境啓発ナレーション制作業務
- (2) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり
- (3) 予算上限額：金 1,100 千円（うち消費税及び地方消費税の額含む。）
- (4) 委託期間：契約締結日から令和 8 年 11 月 6 日まで
- (5) 委託契約書：選定した委託業者に対して別途委託契約書を作成する。

3 スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和 8 年 7 月 13 日（月）から
公募要領等への質問締切	令和 8 年 7 月 21 日（火） 17 時まで
質問への回答期限	令和 8 年 7 月 23 日（木） 17 時まで
企画コンペ参加表明	令和 8 年 7 月 24 日（金） 17 時まで
企画コンペ提案書等の提出	令和 8 年 7 月 31 日（金） 17 時まで
選定委員会	令和 8 年 8 月 5 日（水） 13 時 15 分から
企画コンペ審査結果の通知	書類審査の翌日以降速やかに行います。

4 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 国税及び県税、市町村税の滞納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

5 参加に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の応募者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤ 公募要領に違反すると認められる場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となる。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 2(3) 予算上限額を超えた見積額を提示した場合

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

(4) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

(5) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

(6) その他

- ・参加者は、応募申請書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとする。
- ・書類作成において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

6 質問票の提出

企画提案に関する質問がある場合は、質問票（様式 3）をメールにより提出すること。

提出期限は令和 8 年 7 月 21 日（火） 17 時までとする。

7 企画コンペ参加表明

企画コンペに参加する意思のある事業者については、参加表明書（様式 2）をメールにより提出すること。

提出期限は令和 8 年 7 月 24 日（金） 17 時までとする。

8 企画コンペ提案書等の提出

- (1) 企画コンペ参加者は、「企画提案書（様式任意）」を7 部提出すること。持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は提出期限までに必着すること。

また、別紙仕様書 3. (1) (ウ) がわかるものを提出すること（音源でも可）

(2) 見積書（様式任意 ※少なくとも次の①～③を明記すること）（1部）

- ① 内訳として仕様書に定められた経費を記載
- ② あて先「和歌山県知事」
- ③ 消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載

※ 見積額が上記2（3）の予算上限額を超えた場合は失格とする。

※ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

(3) 企画提案書・見積書提出期限：令和8年7月31日（金）17時まで

9 企画コンペの実施方法について

審査は、県が別に定める委員により組織された「和歌山県環境生活部公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」が、(2)審査項目及び評価項目に基づき選定を行う。審査方法は以下のとおりとする。

(1) 審査会

ア 実施日：令和8年8月5日（水）13：15から

イ 開催場所：和歌山県庁 6-A 会議室（東館6F）

※都合により、時間及び場所を変更することがある。

ウ 所要時間：1事業者あたり25分以内（プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分）

エ 注意事項：

（ア）プレゼンテーション参加人数は、1事業者あたり3名までとする。

（イ）プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できない。

（ウ）プレゼンテーション参加者はあらかじめ提出された提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこと。

（エ）審査会は対面で行い、指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

(2) 審査項目及び評価内容

提案のあった事業内容について、後述する審査項目及び審査事項（予定）の項目に基づき数値で評価し、契約候補者を選定する。

(3) 委託候補者の決定

① 選定委員が提出書類により審査・評価・採点し、満点の6割以上である企画提案を行ったもののうち、最高評価点の提案者1者を委託候補者とする。

② 最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の最も安価な提案者を委託候補者とする。

③ 応募者が1者のみの場合、審査結果において各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を委託候補者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、選定委員会終了後、速やかに文書にて通知するとともに、以下の内容を和歌山県脱炭素政策課のホームページ内にて公表します。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/index.html>)

① 委託候補者の名称及び評価点

② 次点以下の者の評価点（提案者は公表しない）

(5) 審査項目及び評価内容

別紙のとおり

(6) 決定方法

提案内容について審査し、最もふさわしい者を第1位入選者に決定する。

なお、第1位入選者との間で協議が整わない場合又は第1位入選者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の候補者と協議を行うこととする。

(7) 審査結果についての通知

採用・不採用に関わらず、書面等により通知する。

10 委託契約について

(1) 契約の締結について

選定委員会で選定された委託候補者と条件等について協議の上、委託業務仕様書案の内容を確定し契約を締結する。協議が整わなかった場合、もしくは委託候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとする。

(2) 契約保証金

委託契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付すること。ただし、和歌山県財務規則（昭和63年規則第28号）第93条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 財産権の取扱

事業の実施により生じた著作権、特許権等の知的財産権は、県に帰属することになる。

12 その他特記事項

(1) 一度提出した書類・提案書は返却しない。

(2) コンペ参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。

(3) 業務上発生する未確認事項については、別途脱炭素政策課と協議すること。

13 各關係書類提出場所

和歌山県 環境生活部 環境政策局 脱炭素政策課 政策企画班（県庁本館 4階）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

電 話：073-441-2670

F A X：073-433-3590

E-mail：e0320001@pref.wakayama.lg.jp

担 当：中村